

令和4年度

監査指摘事項等に対する措置状況
(財政援助団体等監査)

令和5年5月31日現在

目 次

ページ	財政援助団体等名（担当課等名）	監査対象
1	株式会社エフエンタープライズ（社会教育課）	西都市民会館指定管理料
2	シティサイト株式会社（商工観光課）	西都市勤労青少年ホーム指定管理料 西都市働く婦人の家指定管理料 西都市文化ホール指定管理料
3	社会福祉法人西都市社会福祉協議会（福祉事務所）	運営補助金・事業費補助金 西都市地域福祉センター指定管理料 西都市老人福祉センター指定管理料

※ 指摘事項等を次のとおり区分して当局に通知しています。

- 指摘事項 … 事務改善等が必要な案件に対する指摘
- 注意事項 … 簡易な間違いなどに対する注意
- 意見事項 … 行政運営等に対する意見・要望

※ 当局から報告された措置状況等は、令和5年5月31日現在です。

財政援助団体等名

株式会社エフエンタープライズ

担当課等名

社会教育課

監査実施日

令和5年1月26日

指摘事項・意見等	措置状況等
<p>(指摘事項) 現金帳簿管理について、施設利用料金、チケット料金、預り金等を混在して経理がされている。これらの収入は各別に経理し定期的に通帳に入金するなど指導されたい。</p>	<p>現金帳簿管理については、収入項目が混在しないよう経理を明確にするとともに、定期的な通帳への入金を実施しています。</p>
<p>(指摘事項) 現金帳簿において、賞与等の支出も見受けられる。現金取扱については、ルールづくりを指導されたい。</p>	<p>賞与等の支出は支出調書を作成したうえで通帳から支出するものとし、現金帳簿から直接支出することのないよう改善を図ります。</p>
<p>(指摘事項) 指定管理に係る通帳においては、預金振替が行われているが、具体的明細等の添付がされていない。具体的内容等が解るよう指導されたい。</p>	<p>指定管理に係る出入金については、具体的明細を添付し、摘要を記載するなど内容が分かるよう改善を図りました。</p>
<p>(指摘事項) 費用計上されている委託、賃借の依頼先が、指定管理者（自己契約）となっているものがあり、費用としてみることはできない。精査をされたい。</p>	<p>費用計上されている委託、賃借の依頼先が、指定管理者（自己契約）となっているものについては、費用として計上できないものとして改善を図ります。</p>
<p>(指摘事項) 利用料金の減免について、指定管理者が主催または共催することにより減免等を行っている事例が見られる。減免許可については、条例・規則に基づいて、公共性、公平性、平等性の観点により取り扱いがなされるよう指導されたい。</p>	<p>共催による利用料金減免については、事例ごとに内容を精査し適正に対処します。</p>

財政援助団体等名

シティサイト株式会社

担当課等名

商工観光課

監査実施日

令和5年2月24日

指摘事項・意見等	措置状況等
<p>(指摘事項) 西都市文化ホールの利用料金の減免については、西都市文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則第4条のとおりであり、また自主事業に係る利用料金については、同条例第14条第4項の規程で指定管理者の収入としていることから、債権債務相殺により実質の利用料金の収受は無いところである。しかしながら、共催については、これらいずれの場合にも当てはまらないことからその減免については、事例ごとに内容を指定管理者と協議され、適正対処されたい。</p>	<p>共催イベントにおける利用料金の減免につきましては、事例ごとに内容を協議し、適正に対処してまいります。</p>
<p>(指摘事項) 西都市文化ホールの指定管理料算定には、自主文化事業に係る経費も一部含まれている。新型コロナウイルス関係により予定していた自主事業の一部が開催できなかったことによる経費については、次年度以降の自主事業の財源として活用されるよう指定管理者とその在り方を協議されたい。</p>	<p>年度内に自主事業が開催できなかった分の経費については、指定管理者と活用について協議してまいります。</p>
<p>(意見事項) 西都市働く婦人の家の利用料金については、西都市働く婦人の家の設置及び管理に関する条例第15条第2項により、同条例の設定範囲内で指定管理者が定めるものとされているが、設定利用料金よりかなり低額での設定となっている。電気代の高騰等により管理費の支出も増えている状況もあり、適正管理を行わせるためにも利用料金設定については指定管理者と十分な検討をされたい。</p>	<p>指定管理者と協議し、利用料金の値上げについて検討してまいります。</p>

財政援助団体等名
担当課等名
監査実施日

社会福祉法人西都市社会福祉協議会
福祉事務所
令和5年1月26日

指摘事項・意見等	措置状況等
<p>(指摘事項) 社会福祉協議会の給与規程について、第12条第2項第2号及び第3号の内容が重複している。西都市社会福祉協議会運営補助金の基礎にも影響することから改善指導されたい。</p>	<p>給与規程の改正を行いました。</p>
<p>(指摘事項) 西都市社会福祉協議会事業費補助金のうち、小地区コミュニティづくり推進事業の実績報告については、補助金が同事業内の特定事業にのみに充当する形であったが、事業報告については、充当事業以外の事業報告となっているなど検証できないものとなっていた。補助金の交付及び確定においてはその内容等十分精査され実施されたい。</p>	<p>各補助対象事業毎の事業計画、実績報告を行います。</p>
<p>(指摘事項) 西都市福祉関係団体事業費補助金交付要綱については、補助金の目的や具体的用途等の詳細までは規定されていない。上記のような事例も生じていることから、要綱の見直しや要領の作成など対応策を検討されたい。</p>	<p>補助金の目的など具体的用途等の規程については見直し等を検討します。</p>
<p>(指摘事項) 西都市地域福祉センター及び西都市老人福祉センターについては、それぞれ貸出ができる施設であるが、どの部分を貸し出すかなど具体的取り決め等がされていない。貸出管理について指定管理者と再度検討をされたい。</p>	<p>指定管理者と協議し、貸出施設を設定しました。</p>
<p>(指摘事項) 西都市地域福祉センター及び西都市老人福祉センターの指定管理については、毎年、剰余金が生じており、次年度以降も繰越運用されている。繰越運用されるのであれば、予算及び決算においても繰越金として計上したうえで報告されるよう改善指導されたい。</p>	<p>予算書及び決算書に繰越金として計上報告されるようにしました。</p>